

社会保険労務士法人桂の木 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年6月1日～令和11年5月31日までの 5 年間

2. 内容

目標1：小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和6年6月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和7年1月～ 制度導入
面談による社員への短時間勤務制度の周知
- 令和8年1月～ 制度の問題点を整理・社員への面談を定期的に実施

目標2：育児休業後に職場復帰しやすい環境を整備するために相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和6年 6月～ 相談窓口の設置について検討
- 令和6年10月～ 相談窓口設置
面談による社員への相談窓口の周知
- 令和7年 1月～ 相談内容に応じて、業務体制の見直し等を実施